

下記の表より届出要に該当するもの(届出不要に該当する場合でも、既設アンテナの建築主と同事業者以外であれば届出要)は次ページ届出要領のとおりに届出をお願いいたします。
(全ての項目で地表からの高さが31mを超える場合に限る)

表 アンテナの工事内容別、届出要・不要

種別	内容	届出 要、不要
新設	ビル屋上等に新たにアンテナ設置 (建物最高部や既存アンテナより低い場所に設置を含む)	要
変更	既存アンテナの位置・高さ(高くなる)・種類を変更する	要
変更	既存アンテナの位置・種類を変更せず、高さが 同一又は低くなる	不要
新設 (増設)	既存アンテナ下部での増設(同等のアンテナ追加)	不要

高層建築物等予定工事届 届出要領

届出書

高層建築物等予定工事届

総務大臣 殿

令和 年 月 日

→ 提出(郵送)する日を記入

住所

注①

氏名

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

注①

- ・建築主の住所(本店又は主たる事務所の所在地)、氏名(商号又は名称、代表者の役職及び氏名)を記入
- ・建築主が複数の場合は、全ての者について住所、氏名の記載が必要

注②

- ・注①と同様だが、代表者の役職及び氏名は省略可
- ・請負人等が存在しない場合は「なし」と記入、複数存在する場合は代表的な1つを記入
- ・未定の場合は、「未定」と記載し、p.3に記載の書類を添付要

1	建築主住所氏名	注①	電話	番
2	工事請負人住所氏名	注②	電話	番
3	工事下請人住所氏名	注②	電話	番
4	工事の種別			
5	敷地の位置(地名・地番)			
6	高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高		地表高:	m
			海拔高:	m
7	高層部分の構造及び主要材料		構造:	
			主要材料:	
8	工事着手予定年月日			
	令和 年 月 日			
9	工事完了予定年月日			
	令和 年 月 日			
10	その他参考となる事項			
	・高層建築物等の用途: 携帯電話基地局用空中線 ・将来における増築等の計画: ☐ あり ☐ なし ☐ 未定 ・クレーン等仮設物の使用予定: ☐ あり(GL・TP m) ☐ なし ☐ 未定 ・当該建築物について伝搬障害可能性判定依頼書の提出: ☐ なし ☐ あり(通知書の番号: 関通陸一第 号 / 通知書の年月日: 令和 年 月 日) ・本件連絡先 所属: 担当者名: 電話番号: 住所: 〒 ・その他備考:			

→ (例) 基地局空中線新設、基地局用空中線増設

→ 都県名から、
住居表示の場合はその旨を記載

→ p.2「6番の欄 説明」のとおり

→ (例) 鋼管柱
(例) 鋼管製

増築等の計画及びクレーン等の使用予定、可能性判定依頼の有無は該当する項目を選択(クリックで☑が入ります)

→ クレーン等の使用予定ありの場合はGLかTPを丸で囲み、高さを記入

連絡先は名刺添付でも可

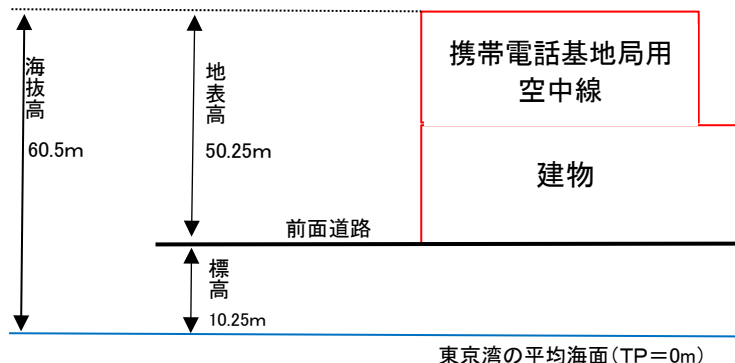
※住所氏名欄の押印は不要です。

A4版

部数: 高層建築物ごとに1部(副本の返却を希望する場合は添付図面含め2部)

届出書を一番上に、その下に図面を(ファイル綴じ、クリアファイル挿入やクリップ留め不要)

6番の欄 説明



・空中線最高部までの高さを記載

・「地表高」は、建築物等の敷地に接する道路の路面の中心の位置（敷地に接する道路がない場合は、当該建築物等が周囲の地面と接する位置）のうち最低地点からの高さを基準として記載する。「標高」については、測量による値など、信頼性の高い方法で求めること。

別紙の図面

各図面は縮尺の記載があるものを。またA4版に折り曲げてください

↓ 図面の並順(1を一番上に)

1 付近見取図(又は案内図)

2 配置図・平面図

携帯電話基地局用空中線を含み、方位記号記載のもの。屋上平面図など関係部分のみで可

3 立面図(2面)

空中線の最高部の高さ・配置が判別できること。「東と南」など直角方向の2面で可

4 敷地内における高層建築物等の位置を明示する資料

工事を行う各支持柱の中心座標値(注①)を配置図等に記載

(複数の空中線を設置する場合、複数の支持柱の中心座標値を記それぞれ記載)

注① 座標値

世界測地系に基づく「平面直角座標系によるXY座標」(平面直角座標系の詳細については国土交通省の告示を参照のこと)又は「緯度経度」を記載する。緯度経度記入の際には、秒以下2桁以上、60進法の数値を記入すること。平面直角座標系記入の際には整数値まででよいが、可能であれば小数点以下も記入すること。

(例)北緯35度41分37秒98 東経139度45分10秒90 系番号9 X= -33959m Y= -7267m

※ 地理院地図(電子国土Web)で表示される座標値については、使用方法によっては所要の精度を満たさない場合があるので、ご注意ください。

【届出時期】

1～10欄の項目を全て記入できる段階で、工事着手前までに届出を行ってください。

目安としては、着手の半年前～1ヶ月前程度のご提出をお願いしております。

工事請負人および工事下請人は「未定」として早期に届け出ることもできますが、この場合は以下のいずれかの書類を添付してください。

工事請負人、工事下請人又はその両方が未定の場合の添付書類

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第4号の規定に基づく特定街区の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (2) 都市計画法第12条の5第3項の規定に基づく再開発等促進区の地区整備計画の決定又は変更の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (3) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区における都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号の規定に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第59条の2第1項の規定に基づく許可の通知の写し
- (6) 地方公共団体において定められる中高層建築物紛争予防条例に基づき提出された標識設置届の写し及び当該届出に係る建設用地の案内図の写し又はこれらに類するもの

【送付(提出)先】

〒102-8795(専用番号 住所記載省略可) 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課

窓口(九段第3合同庁舎 22階)での届出は、平日9時から17時(12時から13時を除く)までの間【予約不要】

送付する場合の注意

本届出書は信書に該当することから必ず郵便又は信書便で送付してください。宅配便業者の宅配便やメール便、郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

【伝搬障害の有無の通知】

- ・届出受付の日から3週間以内に文書で通知します。ただし、届出内容に不備があるときは、その補正を求めてから実際に補正が為されるまでの日数分、3週間から更に処理期間を頂きます。なお、判定に当たり、追加資料を請求し、これを基に詳細な審査を行う場合にはこの限りではありません。
- ・通知書をお渡しできるようになった旨のご連絡はいたしません(「障害あり」の場合を除く。)
- ・審査結果が「障害あり」の場合、今後の対応などを説明するために、原則ご来局をお願いしています。

通知書の郵送を希望される場合

届出の際に、郵便切手を貼付し宛先、宛名を記載した返信用封筒を添付してください。通知書は信書に該当することから、着払いであっても宅配便等は承りません。

【「障害なし」通知を受けた後、高層建築物等変更届が必要となる場合】

建築主が変更となった場合、31mを超える部分の外形(高さ・大きさ)に変更が生じる場合、仮設クレーンの仕様が決定した場合、未定事項が決定した場合など。詳細はお問合せください。

= 届出書様式のダウンロード先 =

関東総合通信局HP 『電波伝搬障害防止制度:各種届出書のダウンロード』

(<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/other/koso/info/dl/koso.html>) → 高層建築物等予定工事届

電波伝搬障害防止制度の概要、手続きの流れ、防止区域図縦覧システム(インターネット縦覧)について、関係法令、Q&A集などを以下のホームページにアップしています。
伝搬障害可能性判定依頼書、高層建築物等変更届、高層建築物等工事計画届に関する説明と様式もごさいます。

関東総合通信局

電波利用

高層建築物等による重要無線通信への電波伝搬障害

検 索

問合せ先

関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課
電話:03-6238-1763

(平日9時から17時(12時から13時を除く))

管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県